

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
(株) 大林組	東京都港区港南 2 - 1 5 - 2	

2. 措置期間 令和 8 年 8 月 1 9 日～令和 8 年 9 月 1 8 日（1 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

(株) 大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事において、令和 6 年 1 0 月 4 日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 3 月 2 4 日付けで同社及び同社社員 2 名が鰯沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 2 2 号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 1 5 項第 1 号に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第 2 (不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、有資格者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) その業務に関し法令に違反したとき。 (2) 略 (3) 略	 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内

問 合 せ 先

土浦市総務部契約検査課契約検査係
土浦市大和町 9 番 1 号
電話 0 2 9 - 8 2 6 - 1 1 1 1 （内線） 2 2 2 6、2 2 2 7